

令和4年度 就学援助制度のお知らせ

保護者のみなさまへ

太子町では、経済的理由により就学が困難な児童及び生徒の保護者の方に、小中学校での学習に必要な費用の一部を援助(補助金の支給等)しています。援助を希望される方は、下記をよく読んで申請してください。

1. 対象となる方

	対 象 要 件	受給要件を証明する書類
①	生活保護を受けている	証明書類の提出は不要
②	世帯全員の所得が一定以下である	<u>確定申告・町府民税の申告を済ませている場合は、証明書類の提出は不要。</u> 令和4年1月1日に太子町に住民票がなかった場合、令和3年中の所得がわかる書類が必要。
③	①、②に該当しないが、特別な事情のため経済的に困っている 《特別な事情の例》 ・生計を維持している方の傷病、死亡、失踪、失業や業績の悪化、離婚などで著しく収入が減ってしまった ・家族の病気、けがなどのため多額の治療費を必要としている	医師の診断書、離職証明書、再就職先の給与明細等の状況を確認できる書類。 ※世帯全員の状況を証明することが必要

2. 申請方法

申請書に必要事項を記入し(裏面「記入例」参照)、必要な添付書類(上記表の「受給要件を証明する書類」でご確認ください)を添え、原則、保護者が太子町教育委員会事務局に来庁し申請してください。

3. 申請期間(当初受付)

申請期間	令和4年5月27日(金)まで ※土日祝日を除く
受付時間	午前9時～午後5時30分
受付場所	太子町役場3階 教育委員会事務局 教育総務課

4. 認定通知

申請書の内容を審査し、認定・否認定を決定し、審査結果については各学校より6月中旬から下旬ごろに文書で通知いたします。

5. 支給方法等

- ・学期末ごとに精算し、学校を通じて保護者の口座に振込みします。
- ・給食費については、学校給食会へ直接支払われます。6月以降、給食費の徴収がなくなり、納付済みの給食費については、学校を通じて返金されます。

6. 援助の対象となるもの

- ◎学用品費 ◎通学用品費（小・中学校の第1学年は除く） ◎校外活動費
 - ◎修学旅行費 ◎新入学用品費（小・中学校の第1学年のみ） ◎学校給食費
 - ◎医療費（学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病の治療費に限る）
- ※生活保護を受けられている方は、修学旅行費・医療費のみ対象となります。

7. 注意事項

- ①令和3年度において就学援助を受けられた方、新入学用品費の早期支給を受けられた方で、引き続き令和4年度においても援助を希望される場合も、申請手続きが必要です。（お子様が小・中学校にそれぞれ在籍の場合、それぞれ申請書が必要です。）
- ②令和4年度（令和3年中の所得）の申告がお済でない方は、必ず税務署又は太子町役場税務課で申告をお願いします。収入がない場合も申告が必要となります。（ただし、税法上の扶養に入っている場合には申告の必要はありません。）また、令和4年1月2日以降に太子町に転入された方は、令和4年1月1日時点において住所のあった市区町村が6月以降に発行する令和4年度の所得及び市町村民税課税額の記載された証明書を取得し、提出してください。
- ③当初受付期間以降も令和5年2月末まで受付できますが、支給認定日は4月1日ではなく、申請月の翌月からとなります。
- ④提出された書類は個人情報として厳正に管理し、就学援助事務にのみ使用します。他の目的で使用することはありません。
- ⑤事実とは異なる申請など虚偽や不正が判明した場合は認定を取消し、補助金を返還していただくことがあります。



・添付書類 ・記入もれ
提出前に再チェック！！
5月27日までに提出を！！

*** 問い合わせ先 ***

太子町教育委員会事務局 教育総務課（太子町役場3階） 電話 98-5533